第５　その他業務運営に関する重要事項

１　退職金共済事業と財産形成促進事業との連携

退職金共済事業と財産形成促進事業について、事務の効率化を図りつつ両事業の利用を促進するため、それぞれの広報機会を相互に活用する等により、普及促進における両事業の連携を図ることとする。

２　災害時における事業継続性の強化

災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施すること。

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、フェデラルエクスプレスコーポレーション日本支社労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成25年４月１日以降、同組合の組合員が従事するフェデラルエクスプレスコーポレーションの全職場（千葉県、東京都、愛知県及び大阪府）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年３月 27 日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、タイ国際航空労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成25年４月１日以降、同組合の組合員が従事するタイ国際航空の全職場（千葉県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年３月 27 日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、オランダ航空労働組合から、賃金、諸手当等の要求に関して、平成25年４月１日以降、同組合の組合員が従事するＫＬＭオランダ航空会社の全職場（千葉県、東京都、大阪府及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年３月 27 日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、スカンジナビア航空労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成25年４月１日以降、同組合の組合員が従事するスカンジナビア航空会社の全職場（千葉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年３月 27 日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ブリティッシュ・エアウェイズ日本支社労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成25年４月１日以降、同組合の組合員が従事するブリティッシュ・エアウェイズ・ピーエルシーの全職場（千葉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年３月 27 日

厚生労働大臣　田村　憲久

公　告

諸　事　項

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成25年４月25日までに四国財務局理財部金融監督第一課あて申し出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①21780001252②西尾自動車③西尾　次雄④高知県宿毛市宿毛1894―１

平成 25 年３月 27 日

四国財務局長　吉川　正一

北朝鮮特定貨物の保管に関する公告

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成22年法律第43号）（以下「法」という。）第５条第１項の規定により北朝鮮特定貨物を保管したので、同条第２項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成 25 年３月 27 日

東京税関長　塚越　保祐

記

１　記号、番号、品名及び数量　アルミニウム合金の棒　５本

２　積載されていた船舶の名称、国籍及び国際海事機関船舶識別番号　ＷＡＮ　ＨＡＩ　313　シンガポール共和国　9248708

３　提出を受けた年月日　平成25年３月18日

４　法第５条第３項各号の規定に該当することとなったときは、この貨物を返還する。

５　この貨物は、法第５条第６項又は第９項の規定により、売却又は廃棄その他の処分をすることができるものである。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年３月 27 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

１　処分をした年月日　平成25年３月７日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日塗工業有限会社　久冨伸一郎　福岡県みやま市瀬高町下庄524―１　国土交通大臣許可（般―23）第15438号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年12月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年３月 27 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

１　処分をした年月日　平成25年３月７日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大協株式会社　横山　勝一　鹿児島県鹿児島市春山町461　国土交通大臣許可（般特―23）第6285号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年12月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年３月 27 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

１　処分をした年月日　平成25年３月７日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ウチダ　内田　陽三　佐賀県佐賀市駅南本町６－７　国土交通大臣許可（般―21）第11621号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（屋根工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年12月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年３月 27 日

九州地方整備局長　吉崎　　収